主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人吉田太郎の上告趣意は、判例違反をいうが、原判決は、なんら所論判例と 相反する判断をしたものとは認められないから、所論は理由がない。

また、記録を調べても、刑訴法四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

## 昭和四七年七月一四日

## 最高裁判所第二小法廷

| 男 |   | 昌 | 原 | 岡           | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|-------------|--------|
| 郎 | 太 | 幸 | Ш | 色           | 裁判官    |
| _ |   | 朝 | 上 | 村           | 裁判官    |
| 雄 |   | 信 | Ш | <u>/</u> ]\ | 裁判官    |